

宮城県公報

発行 宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

婦人会館条例の一部を改正する条例

第六条中「、宿泊のために使用される場合を除き」を削る。

第七条中「十一四二十九年から翌年の四三四年までの四」を「次のとおり」と改め、同条に次の新

四三九

一月曜日

二十一月十九日

卷之三

二二

施設の利用料金

備考 「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は午後一時から午後五時まで、「午前・午後」は午前九時から午後五時まで、「夜間」は午後六時から午後九時まで、「午後・夜間」は午後一時から午後九時まで、「全日」は午前九時から午後九時までとする。

二 設備の利用料金

婦人会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事
村井嘉浩

○宮城県条例第四十五号

| 拡声装置一式 | 午前 | 午後、夜間各一回につき | 一、〇〇〇円 |
|--------|----|-------------|--------|
|--------|----|-------------|--------|

備考 「午前」、「午後」及び「夜間」は、前号の表備考に定めるといふによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の婦人会館条例第十二条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行つことができる。

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県条例第四十六号

県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年富城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する」と。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県条例第四十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年富城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表富城県仙台中央警察署の項中「、郷六（字郷六山）六十番地及び八十五番地」）及び「、富沢、長町」を削り、同表富城県気仙沼警察署の項中「本吉郡のうち」を削り、同表富城県南三陸警察署の項中「本吉郡のうち 南三陸町」を

| | |
|-----------------|----|
| 項中「本吉郡のうち 南三陸町」 | 」を |
|-----------------|----|

本吉郡一円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。ただし、別表富城県仙台中央警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県条例第四十八号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成二十一年富城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第一項の表一百七十四の項1中「及び介護予防訪問介護」を「、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護」に「、」を「以下」に、「三万一千円」を「一万六千円」に改め、同項2中「三万一千円」を「一万六千円」に改め、同項3中「及び介護予防訪問看護」を「、介護予防訪問看護及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）」第百五条の二に規定する指定療養通所介護（以下この項において「指定療養通所介護」という。）（訪問看護又は介護予防訪問看護と一体的に行われるものに限る。）に「、」を「以下」に、「」を「以下」に、「三万一千円」を「二万六千円」に改め、同項4中「三万一千円」を「一万六千円」に改め、同項5中「通所介護、認知症対応型通所介護」を「通所介護（3及び6に規定する指定療養通所介護を除く。）認知症対応型通所介護」に「三万一千円」を「一万六千円」に改め、同項6中「及び介護予

防通所リハビリテーション」を「、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護（通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われるものに限る。）に「、」を「以下」に、「三万一千円」を「一万六千円」に改め、同項7中「三万三千円」を「一万七千円」に改め、同項12中「三万三千円」を「一万七千円」に改め、同項12を同項14とし、同項11中「三

附則第四条の三第二項第一号中「附則第五条の四第一項」の下に「附則第五条の四の二第一項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に「法附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第五条の四の見出しを削り、同条の前に見出として、「個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除」を付し、同条第一項中「以下の条」を「次条」に改め、同条第一項中「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたこと)について、市町村長においてやむを得ないと認めるときを含む。」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四の一 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五

条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」といふ。)を、当該納稅義務者の第二十五条及び第二十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」といふ。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと認める場合を含む。)

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

附則第六条第二項中「附則第五条の四第一項」の下に「附則第五条の四の二第一項」を加える。附則第十条の七第二項中「附則第六条の十七第四項」を「附則第六条の十七第二項」に改める。

附則第十二条第五項中「附則第五条の二第五項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同条第六項中「附則第五条の二第六項」を「附則第五项」に改める。

附則第二十一条第一項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改める。

附則第二十一条第一項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第十項」に改める。

附則第二十一条第一項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「と」の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」といふ。)」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第二十三条第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改める。

附 則

(施行期日)

一 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条第一項第一号、第二十二条の三、第六十二条の二、附則第十条の七第一項並びに附則第十一条第五項及び第六項の改正規定 公布の日

二 附則第五条の四第二項及び附則第二十二条第一項の改正規定並びに次項の規定 平成二十一年四月一日

三 附則第二十三条第一項の改正規定 平成二十三年一月一日
(経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例附則第五条の四第二項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

○宮城県条例第五十一号

県税減免条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村井嘉浩

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「補てんされた」を「補てんされ
る」に改める。

第八条の二の前の見出し並びに同条及び第八条の三を削る。

第八条第三号中「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第一百三十四
条第一項」に改め、同条第十号中「(昭和三十三年法律第二百九十二号)第八十三条」を「第八十三条
第一項」に改め、同条に次の一部を加え、同条を第八条の三とする。

十三 専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するもの
第七条の四中「宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百七条に規定する」を削
り、「年税額」を「税率」に改め、同条を第八条の二とする。

第七条の三を第八条とする。

第七条の二第一項中「身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」といふ。)知的障害
者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」といふ。)」を「身体障害者等」に、
「身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつては、その者」を「当該身
体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合
には、当該身体障害者等に、「身体障害者が」を「身体障害者等が」に、「身体障害者、知的障害者
若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」といふ。)」を「身体障害者等」に、「免除する」を「減
免する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める
金額(自動車税の賦課期日(宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)以下「県税条例
例」という。)第百七条に規定する賦課期日をいう。以下この項及び第八条の二において同じ。)後
に納稅義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から賦課期日後に納稅義務が消滅した
者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもつて計算した金額)とする。

一 自動車税の税率が県税条例第二百五条第一項第一号□(4)に定める額(当該自動車税の税率が県税
条例附則第十二条第一項、第四項又は第六項の規定により読み替えられる場合にあつては、それ
ぞれこれらの規定による読み替え後の県税条例第二百五条第一項第一号□(4)に定める額。次号におい
て同じ。)以下の自動車 当該自動車税の税率に相当する金額

二 自動車税の税率が県税条例第二百五条第一項第一号□(4)に定める額を超える自動車 同号□(4)に
定める額に相当する金額

第七条の二に次の二項を加え、同条を第七条の四とする。

3 賦課期日後に第一項の規定に該当することとなつた場合には、当該申請書等の提出があつた月の翌月から前項
の規定により申請書等の提出があつた月の翌月から前項

各号に定める金額を月割をもつて計算した金額を減免する。

第七条の前の見出しを削り、同条中「いれる」を「超える」に改め、同条を第七条の二とし、同条
の前に見出として「(自動車税の減免)」を付する。

第六条の次に次の見出し及び二条を加える。
(自動車取得税の減免)

第七条 次の各号のいずれかに該当する自動車(次条第一号に規定するものを除く。)の取得に対し
ては、自動車取得税を減免する。

一 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」といふ。)知的障害者又は精神に障害
を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」といふ。)(以下「身体障害者等」といふ。)の利用
に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自
動車の取得

二 専ら身体障害者が運転するための構造又は設備を有する自動車を取得したときにおける当該自
動車の取得

三 身体障害者等の利用に供するための超低床型バスである自動車で規則で定める構造又は設備を
有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

四 専ら身体障害者等若しくは専ら身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身
体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得した自動車(当
該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者で
ある場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車を含む。)又は専ら身体
障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身
体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得した自動車で、県
税事務所長が必要と認めるもの(自家用のもの一並に限る。)を取得したときにおける当該自動
車の取得

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に
定める金額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める金額の合計額)とする。

一 前項第一号から第三号までのいずれかに該当する自動車の取得 当該自動車の取得価額のうち
同項第一号から第三号までに規定する構造とし、又は設備を設けるために要した費用に相当する
額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する金額

二 前項第四号に該当する自動車の取得 次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額

イ 当該自動車の取得に対する自動車取得税の額に相当する金額(当該自動車が前項第一号から
第三号までのいずれかに規定する自動車に該当するときは、前号に定める金額を除く。)

口 二百五十万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する金額
第七条の一 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を免除する。

一 専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

二 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生

(医療)農業協同組合連合会若しくは国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第八十

三条第一項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院若しくは診療所が救急自動車若し

くは専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したとき、又は日本赤十字社が血液事業の用

に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

第九条第一項中「及び第五条」を「、第五条又は第七条の三」に改め、同条第四項を次のように改

めることとする。第七条第一項第一号から第三号までの規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、自動車取得税の申告納付の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

一 減免を受けようとする者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号及び車両番号

三 自動車の種別、形状、車名及び型式

四 自動車の定置場

五 構造又は設備の概要及び要した費用

六 その他要事が必要と認める事項

第九条第五項中「第七条の二第一項又は前条第一号」を「第七条第一項第四号又は第七条の四第一項」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に、「免除」を「減免」に、「自動車税のうち普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日まで」証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては証紙代金収納計器により自動車税の額に相当する金額の表示を受ける際に、自動車取得税にあつては申告納付の際に、「自動車税の額に相当する金額の表示を受ける際に、自動車取得税にあつては申告納付の際に」を「自動車取得税にあつては申告納付の際に、自動車税のうち普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日まで」証紙

徴収の方法によつて徴収されるものにあつては証紙代金収納計器により自動車税の額に相当する金額の表示を受ける際に」に、「身体障害者」を「身体障害者等」に改め、同条第六項中「第七条の二第一項、第八条第三号から第十一号まで又は前条第一号若しくは第三号」を「第七条の二又は前条第三号から第十三号まで」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め、「又は道路運送車両法第十二条の規定による変更登録(自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県

から変更された場合に限る。)を申請し」を削り、同項第五号中「第七条の一第一項又は前条第一号」を「第七条の二第一号又は前条第十三号」に改め、同条第七項中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第八項中「第七条の四」を「第八条の二」に改め、同条第九項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第一項の改正規定を「第七条の二第一号又は前条第十三号」に改め、同条第七項中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第八項中「第七条の四」を「第八条の二」に改め、同条第九項を削る。

(経過措置)

2 改正後の県税減免条例(以下「新条例」という。)第七条、第七条の二並びに第九条第四項及び第五項(自動車取得税の減免に係る部分に限る。)の規定は、平成二十一年四月一日以後の自動車の取得に対する課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 新条例第七条の四及び第九条第五項(自動車税の減免に係る部分に限る。)の規定は、平成二十一年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

お従前の例による。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第五十二号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第一条、第四条及び第五条の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。(経過措置)

2 新条例第一条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来

し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

(施行期日等)

○宮城県条例第五十三号
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第一二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第一条（宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四四二号）附則第十条の二の三の規定に関する部分を除く。）から第四条までの規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

（経過措置）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第一条、第四条及び第五条の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

（施行期日等）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第一条（宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四四二号）附則第十条の二の三の規定に関する部分を除く。）から第四条までの規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

（経過措置）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第一条（宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四四二号）附則第十条の二の三の規定に関する部分を除く。）から第四条までの規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

（企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第二百号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「第四十一条」の下に「（同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を、「附則第十条の二」及び「第十条の二の二」の下に「（同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第五十四号
原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）
第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表六の項中「本吉町」を削り、同表一十六の一の項を削る。

第一條各号列記以外の部分中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「第四十一条」の下に「（同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を、「附則第十条の二」及び「第十条の二の二」の下に「（同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

(県営住宅条例の一部改正)

第一条 県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表県営気仙沼鹿折住宅の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 県営本吉大沢住宅 | 同 |
|----------|---|

別表第一第一号の表県営本吉大沢住宅の項を削る。

別表第一第二号の表県営塩釜舟入住宅駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|------|
| 県営本吉大沢住宅駐車場 | 氣仙沼市 |
|-------------|------|

別表第一第一号の表県営本吉大沢住宅駐車場の項を削る。

別表第一第二号の表県営塩釜舟入住宅駐車場の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--------|
| 県営本吉大沢住宅駐車場 | 一、四〇〇円 |
|-------------|--------|

別表第一第一号の表県営本吉大沢住宅駐車場の項を削る。

第三条 県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|------------|-------------|--------------|
| 宮城県氣仙沼高等学校 | 宮城県氣仙沼西高等学校 | 宮城県氣仙沼向洋高等学校 |
| 氣仙沼市を | | |

| | | |
|------------|-------------|--------------|
| 宮城県氣仙沼高等学校 | 宮城県氣仙沼西高等学校 | 宮城県氣仙沼向洋高等学校 |
| 氣仙沼市 | | |

に改め、同表宮城県本吉響高等学校

の項を削る。
 附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第一条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った处分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してもなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った处分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

自殺対策緊急強化基金条例をこのに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第五十六号

自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第一条 自殺対策を緊急に強化するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十一
条第一項の規定に基づき、自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第一条 基金として積み立てた額は、予算で定める額の範囲内の額とする。
 (管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 (運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充

てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第五十七号
森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 間伐その他の森林整備の一層の推進及び間伐材その他の森林資源の活用による林業、木材産業その他の地域産業の再生を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條第一項の規定に基づき、森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第一条 基金として積み立てた額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第二条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充